

北上市成年後見制度利用支援事業実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第23条及び高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第28条の規定に基づき、成年後見制度の利用の支援に関し、北上市成年後見制度利用支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(申立費用及び報酬助成の対象者)

第2 要綱第6第3項に規定する「資産、収入等の状況から、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると市長が認める者」は、次の各号すべてに該当する者とする。

- (1) 支援対象者及び生計を一にする世帯員全員が市民税非課税であること
- (2) 支援対象者の預貯金、現金及び有価証券の合計額が80万円以下であること
- (3) 支援対象者の居住する家屋その他日常生活に必要な資産以外に活用できる資産がないこと

2 前項の規定に関わらず、北上市が支援することが特に必要と認められる者はこの限りではない。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。